

○富士河口湖町景観条例施行規則

平成24年12月11日

規則第12号

改正 平成27年7月1日規則第11号

平成28年3月31日規則第15号

富士河口湖町景観条例施行規則(平成21年富士河口湖町規則第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び富士河口湖町景観条例(平成24年富士河口湖町条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27規則11・一部改正)

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第1項第4号に規定する工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 垣、柵、塀その他これらに類するもの
- (2) 電線類、電柱、鉄塔、アンテナその他これらに類するもの
- (3) 煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像その他これらに類するもの
- (4) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの
- (5) 太陽光発電施設その他これらに類するもの
- (6) その他町長が指定するもの

(平27規則11・追加)

(景観計画の原案の公表)

第4条 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 役場本庁舎での閲覧
- (2) 町のウェブサイトへの掲載

(平27規則11・旧第3条繰下)

(景観計画の原案に対する意見書)

第5条 条例第10条の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出した者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに連絡先の電話番号

(2) 景観計画の原案についての意見

(平27規則11・旧第4条繰下)

(景観計画の原案に対する意見への考え方等の公表)

第6条 条例第12条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 役場本庁舎での閲覧

(2) 町のウェブサイトへの掲載

(平27規則11・旧第5条繰下)

(景観形成重点地区の指定)

第7条 条例第15条第1項の規定による景観形成重点地区の指定の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 景観計画に示す景観形成推進ゾーンに含まれ、良好な景観形成が望まれる地区であること。

(2) 景観計画に示す景観形成推進ゾーンの選定の考え方に適合し、良好な景観形成が望まれる地区であること。

(平27規則11・旧第6条繰下)

(景観計画区域内における行為の届出等)

第8条 法第16条第1項の規定による届出は、富士河口湖町景観計画区域内行為届出書(様式第1号)によるものとし、その行為に着手しようとする日の30日前までに当該行為の種類に応じて別表に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 法第16条第2項の規定による届出は、富士河口湖町景観計画区域内行為変更届出書(様式第2号)によるものとし、その行為に着手しようとする日の30日前までに当該行為の種類に応じて別表に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により町長に提出する届出書及び添付書類は、正副2部とする。

(平27規則11・旧第7条繰下)

(事前相談)

第9条 条例第19条第1項の規定による相談をしようとする者は、富士河口湖町景観計画区域内行為事前相談申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による回答は、富士河口湖町景観計画内行為事前相談回答書(様式第4号)によるものとする。

(平27規則11・旧第8条繰下)

(身分を示す証明書)

第10条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、様式第5号による身分証明書とする。

(平27規則11・旧第9条繰下)

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第11条 町長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮したときは、富士河口湖町景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(様式第6号)により法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(平27規則11・旧第10条繰下)

(勧告又は命令)

第12条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第17条第1項及び第5項の規定による命令は、変更命令書(様式第8号)により行うものとする。

(平27規則11・旧第11条繰下)

(公表)

第13条 条例第22条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告又は命令をした者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告又は命令をした者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 命令に従わなかった旨

(平27規則11・旧第12条繰下)

(景観重要建造物指定の通知)

第14条 条例第23条第2項に規定する通知は、富士河口湖町景観重要建造物指定通知書(様式第9号)によるものとする。

(平27規則11・旧第13条繰下)

(景観重要建造物指定の公表)

第15条 条例第23条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
- (5) 指定の理由となった外観の特徴
- (6) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲

(平27規則11・旧第14条繰下)

(標識の設置)

第16条 条例第23条第2項の規定による公表は、標識に次に掲げる事項を記載することにより行うものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観重要建造物の名称

2 前項の標識は、景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

(平27規則11・旧第15条繰下)

(景観重要建造物の現状変更の許可)

第17条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、富士河口湖町景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第22条第1項の許可をしたときは、富士河口湖町景観重要建造物現状変更許可書(様式第11号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 町長は、法第22条第1項の許可をしないこととしたときは、富士河口湖町景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第12号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(平27規則11・旧第16条繰下)

(景観重要建造物の指定の解除)

第18条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、富士河口湖町景観重要建造物指定解除通知書(様式第13号)によるものとする。

(平27規則11・旧第17条繰下)

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第19条 条例第24条の規定による景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずる。

(2) 景観重要建造物に消火器、消火栓その他の必要な消火設備を設ける。

(3) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、その結果を町長に報告する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために町長が必要と認める措置を講ずる。

(平27規則11・旧第18条繰下)

(景観重要建造物の状況の報告等)

第20条 景観重要建造物の所有者等は、前条第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 前条第3号の規定による報告は、富士河口湖町景観重要建造物状況点検結果報告書(様式第14号)によるものとする。

(平27規則11・旧第19条繰下)

(景観重要樹木指定の通知)

第21条 条例第25条第2項の規定による通知は、富士河口湖町景観重要樹木指定通知書(様式第15号)によるものとする。

(平27規則11・旧第20条繰下)

(景観重要樹木指定の公表)

第22条 条例第25条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称(樹種)
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- (5) 指定の理由となった樹容の特徴
- (6) 法第30条第1項の土地その他の物件の範囲

(平27規則11・旧第21条繰下)

(標識の設置)

第23条 条例第25条第2項の規定による公表は、標識に次に掲げる事項を記載することにより行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称(樹種)

2 前項の標識は、景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要樹木付近の見やすい場所に設置するものとする。

(平27規則11・旧第22条繰下)

(景観重要樹木の現状変更の許可)

第24条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、富士河口湖町景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第31条第1項の許可をしたときは、富士河口湖町景観重要樹木現状変更許可

書(様式第17号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

- 3 町長は、法第31条第1項の許可をしないこととしたときは、富士河口湖町景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第18号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(平27規則11・旧第23条繰下)

(景観重要樹木の指定の解除)

第25条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、富士河口湖町景観重要樹木指定解除通知書(様式第19号)によるものとする。

(平27規則11・旧第24条繰下)

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第26条 条例第26条の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずる。
- (2) 景観重要樹木について、必要に応じ、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらの措置に類する措置を講ずる。
- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、その結果を町長に報告する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のために町長が必要と認める措置を講ずる。

(平27規則11・旧第25条繰下)

(景観重要樹木の状況の報告等)

第27条 景観重要樹木の所有者等は、前条第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

- 2 前条第3号の規定による報告は、富士河口湖町景観重要樹木状況点検結果報告書(様式第20号)によるものとする。

(平27規則11・旧第26条繰下)

(景観形成活動団体の認定申請)

第28条 条例第27条第2項の認定の申請は、富士河口湖町景観形成活動団体認定申請書(様式第21号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 目的及び活動内容
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

(平27規則11・旧第27条繰下)

(景観形成活動団体の認定の要件)

第29条 条例第27条第3項に規定する景観形成活動団体の認定の要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 町の景観形成に資するものであること。
- (2) 一定期間において継続が可能であること。
- (3) 町民等に対し不利益を与えるものでないこと。
- (4) 法令及び条例に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (7) 専ら営利を目的とした活動を行っていないこと。

(平27規則11・旧第28条繰下)

(景観形成活動団体の認定通知)

第30条 町長は、条例第27条第2項の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、富士河口湖町景観形成活動団体認定通知書(様式第22号)又は富士河口湖町景観形成活動団体不認定通知書(様式第23号)により景観形成団体の代表者に通知するものとする。

(平27規則11・旧第29条繰下)

(景観形成活動団体の変更の届出)

第31条 景観形成活動団体の代表者は、当該景観形成活動団体の規約その他の事項について変更が生じたときは、速やかに富士河口湖町景観形成活動団体変更届出書(様式第24号)により町長に届け出なければならない。

(平27規則11・旧第30条繰下)

(景観形成活動団体の認定の取消し)

第32条 町長は、景観形成活動団体の認定を取り消したときは、富士河口湖町景観形成活動団体認定取消通知書(様式第25号)により景観形成活動団体の代表者に通知するものとする。

(平27規則11・旧第31条繰下)

(会長及び副会長)

第33条 条例第31条の富士河口湖町景観審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を取りまとめ、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平27規則11・旧第32条繰下)

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平27規則11・旧第33条繰下)

(補則)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

(平27規則11・旧第34条繰下)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第11号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこ

の規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の富士河口湖町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の富士河口湖町個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の富士河口湖町特定個人情報保護条例施行規則、第6条の規定による改正前の富士河口湖町財務規則、第7条の規定による改正前の富士河口湖町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の富士河口湖町遊漁税条例施行規則、第9条の規定による改正前の富士河口湖町児童福祉法施行細則、第10条の規定による改正前の富士河口湖町保育所における保育の実施に関する規則、第11条の規定による改正前の富士河口湖町家庭的保育事業等の認可等に関する規則、第12条の規定による改正前の富士河口湖町子ども・子育て支援法施行細則、第13条の規定による改正前の富士河口湖町児童手当事務取扱規則、第14条の規定による改正前の富士河口湖町老人福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則、第16条の規定による改正前の富士河口湖町身体障害者福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の富士河口湖町障害者自立支援法施行規則、第18条の規定による改正前の富士河口湖町知的障害者福祉法施行細則、第19条の規定による改正前の富士河口湖町補装具費の支給に関する規則、第20条の規定による改正前の富士河口湖町介護保険条例等施行規則及び第21条の規定による改正前の富士河口湖町景観条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第8条関係)

(平27規則11・一部改正)

届出対象行為	必要な添付書類(図書)	
	種類	明示すべき事項等
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1)縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2)敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 (3)敷地に接する道路の位置及び幅員 (4)道路境界線及び隣接境界線から建築物又は工作物までの距離 (5)植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数

		(6)擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩
	平面図・立面図	(1)縮尺、寸法、材料の種別及び仕上げの方法 (2)色彩(低彩度の色彩の色見本の添付又はマンセル記号による表示、色見本に近い色での着色) (3)擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩
	現況写真	(1)行為地及び周辺の状況を表すもの2～3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2)写真を撮った位置
	完成予想図	完成後の色彩イメージが分かるもの
土地の形質の変更	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1)方位、当該行為地及び土地利用状況 (2)隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の造成計画・土地利用計画及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	現況写真	(1)行為地及び周辺の状況を表すもの2～3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2)写真を撮った位置
鉱物の掘採又は土石の類の採取	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1)方位、当該行為地及び土地利用状況 (2)隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の土地利用計画、事後措置及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	現況写真	(1)行為地及び周辺の状況を表すもの2～3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2)写真を撮った位置
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	(1)方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置 (2)写真を撮った位置
	配置図	(1)縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2)土石、廃棄物、再生資源その他の物件の種類 (3)遮蔽の位置、種類、構造又は規模

		(4)敷地に接する道路の位置及び幅員 (5)隣接地との高低差 (6)付近の土地利用の現況
	現況写真・撮影位置図	(1)行為地及び周辺の状況を表すもの2～3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2)写真を撮った位置
木竹の伐採	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1)縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2)敷地の境界 (3)敷地に接する道路の位置及び幅員 (4)既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 (5)伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量
	計画図	行為後の土地の利用計画並びに緑化及び植栽の方法
	現況写真	(1)行為地及び周辺の状況を表すもの2～3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2)写真を撮った位置
共通	その他	町長が必要と認める図書等

様式第 1 号(第 8 条関係)

富士河口湖町景観計画区域内行為届出書

年 月 日

富士河口湖町長様

届出者 住 所

氏 名

電話番号 ()

印

景観法第 16 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所(地名地番)		富士河口湖町			
行為の種類	建築物 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		届出部分	届出以外の部分	合 計
		敷地面積		—	
		建築面積			
		延べ面積			
		高さ			
		見付面積※	屋根		
			外壁		
	工作物 ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	種類		高さ	
		長さ		築造面積	
		見付面積※	届出部分	届出以外の部分	合 計
	☐ 土地の形質の変更 ☐ 土石の類の採取 ☐ 物件の堆積 ☐ 木竹の伐採	目的		種類	
行為面積		高さ			
代理人	所在地 事務所名 氏 名 電話番号				
設計者	所在地 事務所名 氏 名 電話番号				
施工者	所在地 営業所名 氏 名 電話番号				
行為の期間	着手予定日 年 月 日 ～ 完了予定日 年 月 日				
この届出の内容について、写しの閲覧及び町のウェブサイトへの掲載により公表することに ☐ 同意します ☐ 同意しません					

※見付面積の記入は、修繕、模様替又は色彩の変更の場合のみ行う。

別紙 1

建築物の概要

用 途				
階 数	地上	階	地下	階
構 造	造 (一部 造)			
門、塀の構造、高さ及び長さ	門：構造() 高さ(m) 長さ(m)			
	塀：構造() 高さ(m) 長さ(m)			
屋外に設置する建築設備の種類及び高さ(地下構造物を除く。)				
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に關する事項	立面の各面の合計面積	m ²		
	外観の変更に係る部分の見付面積	外 壁	屋 根	合 計
		m ²	m ²	m ²
	仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)	
屋 根				
外 壁				
門 又 は 塀				
附 帯 設 備				
そ の 他				
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 平面図・立面図 ☐ 現況写真 ☐ 完成予想図	

別紙 2

工作物の概要

種 類			
高 さ	m		
築 造 面 積	m ² (うち増改築部分の面積 m ²)		
施 工 延 長	m		
見 付 面 積	m ² (うち増改築部分の面積 m ²)		
構 造	造 (一部 造)		
修繕若しくは 模様替又は色 彩の変更に関 する事項	立面の各部位の 合計面積	m ²	
	外観の変更に係る 部分の見付面積	m ²	
	仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)
基 本 部 分			
そ の 他			
備 考			

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 計画図 ☐ 断面図 ☐ 現況写真	

様式第 2 号(第 8 条関係)

富士河口湖町景観計画区域内行為変更届出書

富士河口湖町長

様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

電話番号 ()

印

景観法第 16 条第 2 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所(地名地番)		富士河口湖町			
当 初 の 届 出 日		年 月 日			
代 理 者		所在地 事務所名及び氏名 電話番号			
区 分		変更前		変更後 ※2	
行為の種類	建築物 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	敷 地 面 積			
		建 築 面 積			
		延 べ 面 積			
		高 さ			
		見 付 根 屋 面 積 ※1			
			外 壁		
	工作物 ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	種 類			
		高 さ			
		長 さ			
		築 造 面 積			
		見 付 面 積			
	☐ 土地の形質の変更 ☐ 土石の類の採取 ☐ 物件の堆積 ☐ 木竹の伐採	種 類			
		行 為 面 積			
高 さ					
設 計 者 又 は 施 工 者					
着手予定日又は完了予定日					
この届出の内容について、閲覧及び町のウェブサイトへの掲載により、公表することに ☐ 同意します ☐ 同意しません					

※1 見付面積の記入は、修繕、模様替又は色彩の変更の場合のみ行う。
※2 変更後欄は、変更した事項のみ御記入ください。

別紙 1

建築物の概要

区 分	変更前	変更後 ※
用 途		
階 数	地上 階 (地下 階)	
構 造	(一部 造) 造	
門、扉の構造、高さ及び長さ		
屋外に設置する建築設備の種類及び高さ		
修繕等	立面の各面の合計面積	
	外観の変更に係る部分の見付面積	
変 更 部 位 (含：アクセント部分)		
仕 上 げ (材料・方法)		
色 彩 (マンセル値)		
備 考		

※ 変更後欄は、変更した欄のみ御記入ください。

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 平面図・立面図 ☐ 現況写真 ☐ 完成予想図	

別紙 2

工作物の概要

区	分	変更前	変更後 ※
種	類		
築	造 面 積	m^2 (うち増改築部分の面積 m^2)	
高	さ	m	
施	工 延 長		
構	造	(一部 造 造)	
修 繕 等	立面の各面の 合計面積		
	外観の変更に 係る部分の見 付面積		
変	更 部 位 (含：アクセント部 分)		
仕	上 げ (材料・方法)		
色	彩 (マンセル値)		
備	考		

※ 変更後欄は、変更した欄のみ御記入ください。

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 計画図 ☐ 断面図 ☐ 現況写真	

様式第 3 号(第 9 条関係)

富士河口湖町景観計画区域内行為事前相談申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号 ()

富士河口湖町景観条例第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり相談したいので、申請します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
行 為 予 定 者	所在地 氏 名
行 為 の 期 間	
行 為 の 概 要	
備 考	

以下の欄は記入しないでください。

処 理 欄	
-------------	--

様式第 4 号(第 9 条関係)

富士河口湖町景観計画区域内行為事前相談回答書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付で申請のあった行為に係る事前相談について、次のとおり回答します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
事 業 者	所在地 氏 名
行 為 の 概 要	
景観法第 16 条第 1 項の 届 出 の 要 否	
付 記	

以下の欄は記入しないでください。

処 理 欄	
-------------	--

様式第 5 号(第 10 条関係)

9 センチメートル

(表)

第 号	交 付	年 月 日
	有効期間	交付日から 1 箇年
所 属	氏 名	
職 名	生年月日	年 月 日生
景観法第 17 条第 8 項の規定による身分証明書		
富士河口湖町長		

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏)

この者は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 17 条第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第 7 項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者であることを証明する。

関係法令 景観法第 17 条(抜粋)

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(略)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)

7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

9 第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 6 号(第 11 条関係)

富士河口湖町景観計画区域内行為着手期間短縮通知書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付けで届出のあった景観法第 16 条第 1 項に規定する次の行為は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認め、同法第 18 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する期間を短縮したので、通知します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
行 為 の 期 間	
届 出 者	住所 氏名
行為を着手することが で き る 日	年 月 日
備 考	

様式第 7 号(第 12 条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

届出者 住 所
(所有者)
氏 名 様

富士河口湖町長 

年 月 日付けの届出については、景観法第 16 条第 3 項の規定により、必要な措置を講じるよう次のとおり勸告します。
なお、勸告に従わないときは、富士河口湖町景観条例第 22 条の規定により氏名等を公表することがあります。

届 出 番 号	第 号
行 為 の 場 所	富士河口湖町
行 為 の 種 類	
勸 告 事 項	

様式第 8 号(第 12 条関係)

変 更 命 令 書

第 号

年 月 日

届出者 住 所
(所有者)

氏 名 様

富士河口湖町長 

年 月 日付けの届出については、景観法第 17 条第 1 項の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、命令に違反した場合は、懲役又は罰金に処されることがあります。

届 出 番 号	第 号
行 為 の 場 所	富士河口湖町
行 為 の 種 類	
行 為 者	住所 氏名
設 計 者	住所 氏名
施 工 者	住所 氏名
命 令 事 項	

様式第 9 号(第 14 条関係)

富士河口湖町景観重要建造物指定通知書

番 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

次の建造物を富士河口湖町景観重要建造物として指定しましたので、景観法第 21 条第 1 項の規定により通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
建造物の所在地	
建造物の所有者	住所 氏名
指定の理由とな った外観の特徴	
景観法第 19 条 第 1 項に規定す る土地その他の 物件の範囲	
備 考	

様式第 10 号(第 17 条関係)

富士河口湖町景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

住 所
氏 名 印

景観法第 22 条第 1 項の規定により、景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
行為の種類、場所、 設計又は施工方法	別紙のとおり
着手予定日及び完了 予定日	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄 ※
☐ 設計仕様書及び設計図 ☐ 敷地位置図(2,500 分の 1) ☐ 現況写真 ☐ 所有者の意見書	

別紙

行 為 の 種 類		【建築物】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更 【工作物】 ☐新設 ☐増築 ☐改築 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更
設計又は施工方法	変 更 場 所	
	現 状	
	変 更 の 内 容	
	素 材 ・ 仕 上 げ 等	

様式第 11 号(第 17 条関係)

富士河口湖町景観重要建造物現状変更許可書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 1 項の規定により許可したので通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
許可に係る現状変更の内容	
付 記	

様式第 12 号(第 17 条関係)

富士河口湖町景観重要建造物現状変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
許 可 し ない 理 由	

(教示)
この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、富士河口湖町長に対して審査請求をすることができます。
また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富士河口湖町を被告として(富士河口湖町を代表する者は富士河口湖町長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することになります。

様式第 13 号(第 18 条関係)

富士河口湖町景観重要建造物指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

次の建造物について、景観重要建造物の指定を解除しましたので通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 の 解 除 の 日	
適 用 条 文	景観法第 27 条第 項
指 定 の 解 除 の 理 由	

(教示)

この処分不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、富士河口湖町長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富士河口湖町を被告として(富士河口湖町を代表する者は富士河口湖町長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することになります。

様式第 14 号(第 20 条関係)

富士河口湖町景観重要建造物状況点検結果報告書

年 月 日

富士河口湖町長 様

住 所
氏 名 

富士河口湖町景観条例施行規則第 20 条第 1 項の規定により、景観重要建造物の状況について点検しましたので、その結果を次のとおり報告します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建造物の名称	
所 在 地	
所 有 者	住所 氏名
点 検 の 結 果	

以下の欄は記入しないでください。

処 理 欄	
-------------	--

様式第 15 号(第 21 条関係)

富士河口湖町景観重要樹木指定通知書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

次の樹木を富士河口湖町景観重要樹木として指定しましたので、景観法第 30 条第 1 項の規定により通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 名 称 (樹 種)	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指定の理由となった 樹 容 の 特 徴	
備 考	

様式第 16 号(第 24 条関係)

富士河口湖町景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

住 所
氏 名 印

景観法第 31 条第 1 項の規定により、景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹木の樹種名称 (樹 種)	
行 為 の 種 類、 場所、施工方法	別紙のとおり
着手予定日及び 完 了 予 定 日	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄 ※
☐ 施工方法の図面 ☐ 位置図(2,500分の1以上) ☐ 現況写真 ☐ 所有者の意見書 ☐ その他	

別紙

行 為 の 種 類		
施 工 方 法	変 更 場 所	
	現 状	
	変 更 の 内 容	

様式第 17 号(第 24 条関係)

富士河口湖町景観重要樹木現状変更許可書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条
第 1 項の規定により許可したので通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 名 称 (樹 種)	
許可に係る現状 変 更 の 内 容	
付 記	

様式第 18 号(第 24 条関係)

富士河口湖町景観重要樹木現状変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 名 称 (樹 種)	
許 可 し な い 理 由	

(教示)
この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、富士河口湖町長に対して審査請求をすることができます。
また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富士河口湖町を被告として(富士河口湖町を代表する者は富士河口湖町長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することになります。

富士河口湖町景観重要樹木指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

次の樹木について、景観重要樹木の指定を解除しましたので通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 の 解 除 の 日	
適 用 条 文	景観法第 35 条第 項
指 定 の 解 除 の 理 由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、富士河口湖町長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富士河口湖町を被告として(富士河口湖町を代表する者は富士河口湖町長となります。)、提起することができます。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することになります。

様式第 20 号(第 27 条関係)

富士河口湖町景観重要樹木状況点検結果報告書

年 月 日

富士河口湖町長 様

住 所
氏 名 

富士河口湖町景観条例施行規則第 27 条第 1 項の規定により、景観重要樹木の状況について点検しましたので、その結果を次のとおり報告します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 名 称 (樹 種)	
所 在 地	
所 有 者	住所 氏名
点 検 の 結 果	

以下の欄は記入しないでください。

処 理 欄	
-------------	--

様式第 21 号(第 28 条関係)

富士河口湖町景観形成活動団体認定申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

申請団体名

代 表 者 住 所

氏 名 印

電話番号 ()

富士河口湖町景観条例第 27 条第 2 項の規定により、景観形成活動団体の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

団 体 の 名 称			
団 体 の 事 務 所 の 所 在 地			
主 た る 活 動 内 容			
団 体 の 構 成 員 数			
※ 認定年月日 年 月 日	※ 認定番号 第 号		

- 注
- 1 ※印欄は、記入しないでください。
 - 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 規約
 - (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
 - (3) その他指定された書類

様式第 22 号(第 30 条関係)

富士河口湖町景観形成活動団体認定通知書

番 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付けで申請のあった景観形成活動団体の認定について、富士河口湖町景観条例第 27 条第 3 項の規定により認定することに決定したので通知します。

団 体 の 名 称	
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
団体の事務所 の 所 在 地	
団体の代表者	住所 氏名
備 考	

様式第 23 号(第 30 条関係)

富士河口湖町景観形成活動団体不認定通知書

番 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

年 月 日付けで申請のあった景観形成活動団体の認定については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

団 体 の 名 称	
団体の事務所 の 所 在 地	
不認定の理由	

様式第 24 号(第 31 条関係)

富士河口湖町景観形成活動団体変更届出書

年 月 日

富士河口湖町長 様

申請団体名
代 表 者 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

景観形成活動団体の認定申請の内容に変更が生じたので、富士河口湖町景観条例施行規則第 31 条の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

団 体 の 名 称		
認 定 年 月 日		年 月 日
認 定 番 号		第 号
変 更 理 由		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類	次に掲げる書類を添付します。	

様式第 25 号(第 32 条関係)

富士河口湖町景観形成活動団体認定取消通知書

番 号
年 月 日

様

富士河口湖町長 

富士河口湖町景観条例第 27 条第 6 項の規定により、景観形成活動団体の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

団 体 の 名 称	
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

様式第1号(第8条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第2号(第8条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第3号(第9条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第4号(第9条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第5号(第10条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第6号(第11条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第7号(第12条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第8号(第12条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第9号(第14条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第10号(第17条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第11号(第17条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第12号(第17条関係)

(平27規則11・平28規則15・一部改正)

様式第13号(第18条関係)

(平27規則11・平28規則15・一部改正)

様式第14号(第20条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第15号(第21条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第16号(第24条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第17号(第24条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第18号(第24条関係)

(平27規則11・平28規則15・一部改正)

様式第19号(第25条関係)

(平27規則11・平28規則15・一部改正)

様式第20号(第27条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第21号(第28条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第22号(第30条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第23号(第30条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第24号(第31条関係)

(平27規則11・一部改正)

様式第25号(第32条関係)

(平27規則11・一部改正)